

2 障害者手帳

○ 身体障害者手帳

身

身体に障害のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級までの等級があります。（一部の方には、手帳交付から一定期間経過後に再認定を受けていただくことがあります。）

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障害がある方
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
手続	下表をご参照ください。

<各手続に必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳
初めて交付を申請するとき		2枚	○	
再交付申請	障害の程度が変わったとき	1枚	○	○
	障害が追加になったとき	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚		○
	手帳の写真を変更するとき	1枚		○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○
保護者の氏名や住所が変わったとき (手帳所持者が15歳未満の場合)				○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・写真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）
- ・診断書：所定の身体障害者診断書・意見書で、県が指定する医師が作成したもの。ただし、作成から3か月以内のものに限ります。診断書用紙は、障害福祉課窓口・各窓口センターに備えてあります。

※氏名、住所が変わったときは、30日以内に氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

<身体障害者手帳交付診断書料助成制度に関すること>

内容	身体障害者手帳を申請するために取得した身体障害者診断書の文書料を助成します。（1障害区分に対して1回のみ助成可能） 助成額は、診断書料の半額（上限3,500円）です。
必要書類等	身体障害者診断書料を支払いされた際の領収書、振込先の口座番号が確認できるもの
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

○ 療育手帳

知的障害のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の各等級があります。また、一定期間経過後に再判定が必要となります。

対象者		児童相談所または福祉相談センターで知的障害と判定された方
手続	新規申請	児童相談所または福祉相談センターへ判定予約をしていただき、判定日にあわせて手帳の交付申請手続をしてください。 ※写真（1枚）をご用意ください。 （判定予約・お問合せ先） ・茨城県福祉相談センター（18歳以上） 電話 029-221-0800、FAX 029-221-0811 ・茨城県土浦児童相談所（18歳未満） 電話 029-821-4595、FAX 029-822-0855
	新規申請以外	各手続に必要なものは、下表をご参照ください。 窓口：障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
	再判定	次回の判定時期までに、児童相談所または福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。 ※お持ちの療育手帳をご用意ください。

<各手続に必要なもの>

手続の種類		写真	手帳
他都道府県から転入したとき（交付申請）		1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	1枚	○
	手帳の写真を変更するとき	1枚	○
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
返還届	死亡、障害に該当しなくなったとき		○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・写真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）

※氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級、2級及び3級の等級があります。有効期間は2年間です。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)
手続	下表をご参照ください。

<各手続に必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		1枚	○	
更新するとき		1枚	○	○
障害の程度が変わったとき		1枚	○	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚		○
	手帳を汚損したとき	1枚		○
	手帳に写真を貼付するとき	1枚		○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
他都道府県から転入したとき		1枚		○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・写 真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）
- ・診断書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以降に作成されたもの
（診断書用紙は、障害福祉課窓口にご用意しています）

※精神の障害を理由に年金が支給されている方については診断書の提出を省略できる場合があります。

※氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

<精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成制度に関すること>

内容	精神障害者保健福祉手帳を申請するために取得した診断書の文書料を助成します。（1回のみ助成可能） 助成額は、診断書料の半額（上限3,500円）です。
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳用診断書料を支払いされた際の領収書、振込先の口座番号が確認できるもの
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)